

能代市農業集落排水事業特別会計経営戦略

平成29年1月

能代市都市整備部上下水道整備課

経営戦略

(秋田県能代市)

(能代市農業集落排水事業特別会計)

第1 経営の基本方針

(これまでの経緯と現状)

農業集落排水施設は、農業振興地域の生活環境や生産環境の改善・向上を図るため、公共下水道整備との整合を図りながら整備されています。

平成11年8月から浜浅内地区で供用開始して17年が経過しています。

当初の全体計画は、処理対象人口がもっと多い計画でしたが、対象計画区域全体では住民の事業への同意が少なく、計画区域全体での事業の実施が困難な状況でしたが、その中で浜浅内地区は事業への同意が多く、設置の要望もあったことから、本来の計画区域から切り離し、能代市の農業集落排水事業を推進するためのモデル地区として政策的に事業を実施しています。

このため、接続率は100%となっていますが処理対象人口が少なく、独立採算は困難な状況となっています。

(将来見通しと経営目標)

当面は現状のまま経費縮減に努め事業を行っていく予定ですが、平成28年3月策定の能代市生活排水処理整備構想では、人口減少を考慮した将来の運営を考え検討した結果、公共下水道へ接続することが最も有利となりました。

接続時期については、できる限り早い接続替えが最も有利となりますが、接続先の下水道整備が平成37年度の予定となっているため、早くても平成38年度以降となります。

また、公共下水道区域の未普及地区の解消を最も優先する必要があるため、公共下水道への接続時期は、能代市生活排水処理整備構想の中間見直しの際に、人口動態及び、農集処理場の状況をもとに再度検討します。

第2 計画期間

平成29年度から平成38年度までの10年間とし、計画期間の中間時である平成33年度に見直しを行うほか、計画の前提となる経営、財政の条件が大幅に変更となった場合にも見直しを行います。

第3 投資・財政計画（別紙）

(1) 投資についての説明

農業集落排水事業については、現在稼動している1地区のみとします。

(2) 財源についての説明

料金収入だけでは事業費の確保が困難なため、不足分については一般会計繰入金により事業を継続します。

第4 効率化・経営健全化の取組

(1) 組織、人材、定員、給与に関する事項

使用料だけでは事業費を賄えないため、不足分については一般会計繰入金により事業を継続することになりますが、より一層の経費節減に努めます。

(2) 広域化に関する事項

広域化による事業統合については、今回の計画期間中は事業統合を行う計画はありません。

(3) 民間の資金・ノウハウの活用に関する事項

民間委託を活用することにより、一層の経費節減に努めます。

(4) その他の経営基盤の強化に関する事項

料金収入だけでは事業費の確保が困難なため、不足分については一般会計繰入金により事業を継続していくことになりますが、経費節減に努め、適切な使用料について検討します。

(5) 資金不足比率の見通しとその評価、地方財政法に定める資金不足額がある場合にはその解消策

現状では資金不足とはなっていませんが、今後厳しい事業運営が予想されることから、事業内容の精査や経費の削減により、資金不足とならないよう努めていきます。

(6) 資金管理・調達に関する事項

現在収納率は100%となっていますが、今後もこれを維持し、計画期間内での資金確保に努めます。

(7) 情報公開に関する事項

平成27年度に見直し策定された「秋田県生活排水処理構想」を受け、能代市汚水処理の整備計画と将来の事業運営管理を見据えた「能代市生活排水処理整備構想」を策定し、広報・ホームページ等で公表しています。

(8) 地方公営企業法（公営企業会計）適用について

事業地区は、能代市の農業集落排水事業を推進するため、モデル地区として政策的に事業を実施した小規模な地区のため、接続率は100%とな

っていますが処理対象人口が少ない地区となります。

このため現在の状況では、地方公営企業法の適用は困難であると考えています。

(9) その他重点事項

能代市の汚水処理に係る使用料は、処理方法にかかわらず整合性を図ることとしています。

(参考)

(1) 事業の意義、提供するサービス自体の必要性

農村地域では、農業用水路が生活排水の受入れ先となっており、食の安全・安心の確保、農業生産の安定及び農村の基礎的な生活環境の向上のため必要です。

平成19年12月には浜浅内地区の流域である八郎湖が湖沼水質保全特別措置法の指定湖沼となり、それに伴い平成24年度には八郎湖水質保全対策事業でリン除去装置を処理施設内に新設し、八郎湖の水質向上に寄与しています。

(2) 公営企業として実施する必要性

公営企業が事業を実施することにより、安価な料金でサービスを提供することができるため、普及率の向上に効果があります。

投資・財政計画

(単位:千円, %)

区 分		26		27		28									
		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	
収益的 収入	1 総 収 益 (A)	14,765	13,600	15,110	15,174	15,407	15,597	15,663	15,732	15,801	15,870	15,941	15,443	14,163	
	(1) 営 業 収 益 (B)	3,455	3,425	3,439	3,415	3,384	3,360	3,397	3,366	3,342	3,317	3,292	3,267	3,242	
	ア 料 金 収 入	3,455	3,425	3,437	3,413	3,382	3,358	3,395	3,364	3,340	3,315	3,290	3,265	3,240	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)														
	ウ そ の 他			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	ほか雨水処理負担金	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
	(2) 営 業 外 収 益	11,310	10,175	11,671	11,759	12,023	12,237	12,266	12,366	12,459	12,553	12,649	12,176	10,921	
	ア 他 会 計 繰 入 金	11,309	10,175	11,670	11,758	12,022	12,236	12,266	12,366	12,459	12,553	12,649	12,176	10,921	
	イ そ の 他	1		1	1	1	1								
	2 総 費 用 (D)	8,684	7,768	8,282	8,216	8,148	8,200	8,125	8,050	7,973	7,892	7,811	7,727	7,650	
	(1) 営 業 費 用	6,663	5,870	6,509	6,574	6,639	6,829	6,895	6,964	7,033	7,102	7,173	7,244	7,315	
	ア 職 員 給 与 費														
	イ そ の 他	6,663	5,870	6,509	6,574	6,639	6,829	6,895	6,964	7,033	7,102	7,173	7,244	7,315	
	(2) 営 業 外 費 用	2,021	1,898	1,773	1,642	1,509	1,371	1,230	1,086	940	790	638	483	335	
	ア 支 払 利 息 (雨 水 分)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
支 払 利 息 (汚 水 分)	2,020	1,898	1,773	1,642	1,509	1,371	1,230	1,086	940	790	638	483	335		
イ そ の 他	1														
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	6,081	5,832	6,828	6,958	7,259	7,397	7,538	7,682	7,828	7,978	8,130	7,716	6,513		
資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(1) 地 方 債														
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債														
	(2) 他 会 計 補 助 金														
	(3) 他 会 計 借 入 金														
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金														
	(6) 工 事 負 担 金														
	(7) そ の 他														
	2 資 本 的 支 出 (G)	6,036	6,159	6,829	6,959	7,260	7,398	7,539	7,683	7,829	7,979	8,131	7,717	6,514	
	(1) 建 設 改 良 費														
	ウ ち 職 員 給 与 費														
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	6,036	6,159	6,829	6,959	7,260	7,398	7,539	7,683	7,829	7,979	8,131	7,717	6,514	
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 6,036	△ 6,159	△ 6,829	△ 6,959	△ 7,260	△ 7,398	△ 7,539	△ 7,683	△ 7,829	△ 7,979	△ 8,131	△ 7,717	△ 6,514		

投資・財政計画

区 分			(単位:千円, %)												
			26 前々年度 (決算)	27 前年度 (決算)	28 本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)	45	△ 327	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	
積 立 金	(K)														
前年度からの繰越金	(L)	(M)	646	691	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
前年度繰上充用金	(M)														
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	691	364	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)														
実 質 収 支	黒 字 (P)	赤 字 (Q)	691	364	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(N)-(O)															
赤 字 比 率	$\left(\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100 \right)$														
収益的収支比率	$\left(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100 \right)$		100.3	97.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額	(R)														
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)		(S)	3,455	3,425	3,439	3,415	3,384	3,360	3,397	3,366	3,342	3,317	3,292	
地方財政法による 資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$														
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額	(T)														
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)														
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)		3,455	3,425	3,439	3,415	3,384	3,360	3,397	3,366	3,342	3,317	3,292	3,267	
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$														
他会計借入金残高	(W)														
地 方 債 残 高	(X)		100,515	94,356	87,529	80,571	73,311	65,913	58,374	50,692	42,863	34,885	26,754	19,038	

○他会計繰入金

区 分			(単位:千円)												
			26 前々年度 (決算)	27 前年度 (決算)	28 本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収 益 的 収 支 分			11,309	10,175	11,670	11,758	12,022	12,236	12,266	12,366	12,459	12,553	12,649	12,176	
うち基準内繰入金			8,056	8,138	8,732	8,732	8,902	8,906	8,907	8,908	8,910	8,911	8,912	8,345	
うち基準外繰入金			3,253	2,037	2,938	3,026	3,120	3,330	3,359	3,458	3,549	3,642	3,737	3,831	
資 本 的 収 支 分			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
うち基準内繰入金															
うち基準外繰入金															
合 計			11,309	10,175	11,670	11,758	12,022	12,236	12,266	12,366	12,459	12,553	12,649	12,176	